

「平泉の文化遺産」の 寺社を知ろう！

世界遺産登録に向けた調査が無事に終了しました。それに伴い、さまざまなことを尋ねられる機会も多くなってきています。このコーナーでは、「平泉の文化遺産」を構成する寺社について、それぞれの立場から分かりやすく解説します。

第6回 白山神社能舞台

白山神社は、中尊寺の北側を鎮守する役割を持っていました。そしてその白山神社に奉納する舞や能を行う場所が、白山神社能舞台です。毎年5月の春の藤原まつりで古式三番と神事能、8月14日に薪能、11月の秋の藤原まつりで能楽が、中尊寺の僧りよによって奉納されます。本来は長床と呼ばれる拝殿がありそこで行っていたのですが、1849年正月に焼失しました。消火しようにも弁天池には厚い氷が張っており、それを割るのは困難を極め、他の堂への延焼を防ぐので精一杯であった、と当時の記録は火事の凄まじさを今に伝えます。完全に鎮火したのは4日後のことだったようです。

現在の能舞台は、1853年に仙台藩主によって再建されたもので、舞台および楽屋、橋掛、鏡の間からなります。舞台の鏡の松は、1947年の夏に能画家である松野奏風によって、中尊寺円乗院の老松が描かれたものです。江戸時代に造られた能舞台としては、正式かつ本格的な規模と形式を持ち、東日本唯一の事例とされ、2003年5月30日、重要文化財に指定されました。

1934年に平泉を訪れた世界的な建築家ブルーノ・タウトは、その著書『日本 日記1934年』において、「この田舎風の典雅な建築物は、中尊寺の中で最も強い印

象を与えるものである」と白山神社能舞台を絶賛しています。また戦中から戦後にかけて、平泉に疎開してきていた歴史家・津田左右吉博士も、「私は、平泉で初めて本来の能を見たような気がする。能は見所と舞台との間に、少なくとも一尺でいいから青空が見えなければならないが、平泉の野天で見る能にはそれがある」と語っています。

世界遺産推進室



白山神社能舞台

平泉を掘る

花立 遺跡は、平泉字花立にあります。第28次調査では平泉駅の北西約700m、平泉郷土館近くの通称花立山の南斜面を調査し、12世紀前半に使ったとみられる陶器の窯1基が見つかりました。

窯は、山の斜面をトンネル状に掘って作ったようで、崖際中央に火や熱の通りをよくするための分炎柱があります。大きさは、後世の人々の活動により大半は失われたものの、残った部分で長軸2.6m、幅2.4m、深さ70cmを測ります。特徴として、陶器の窯の割に壁土の焼け方が弱いこと



分炎柱のある窯

発掘最前線⑥

花立 I 遺跡第28次調査一町内初の陶器窯一

が挙げられます。

遺物は、鉢やわん、かめ等の破片がコンテナ6箱分出土しました。わん・鉢は何枚か重なった状態で見つかったものもありました。器の形などは、現在の愛知県周辺で作られた12世紀前半のものに似ており、職人が平泉に来て器を作ったり、指導したりしていた可能性があります。ただ、今回出土した陶器片のほとんどは生焼けでした。陶器を焼くには、窯の中が密閉状態でかつ高温に耐えられること等の要件を満たす必要がありますが、今回見つかった窯は、壁土や陶器そのものの焼け方を見ると、上記の要件を満たさなかったようです。

今回、12世紀前半の平泉で陶器を作ろうとしたことが分かったことは、当時の人や物の動きを考える上で新たな資料となりそうです。

文化財センター 戸根 貴之

第34回 平泉町 産業文化祭

同時開催
第20回 公民館まつり
第26回 商工業まつり

テーマ
「平泉・みんなで
魅力発掘！」

日時
11月3日(土)
10:00~16:00
4日(日)
9:30~15:30

場所 平泉小学校

総務企画課 ☎46-5578

町議会9月定例会で固定資産評価審査委員会委員に千葉昭夫さん(5区)の選任が同意されました。任期は平成22年9月27日までです。



千葉昭夫さん

固定資産評価
審査委員に千葉さん

町議会9月定例会で教育委員会委員に佐藤二郎さん(11区)の任命が同意されました。任期は平成23年11月17日までです。



佐藤二郎さん

教育委員に佐藤さん

町議会9月定例会で平泉町職員懲戒審査委員会委員に岩淵光三郎さん(2区)小室光子さん(6区)鈴木喜吉さん(9区)の3人の任命が同意されました。任期はそれぞれ平成22年9月30日までです。



鈴木喜吉さん



小室光子さん



岩淵光三郎さん

町職員懲戒
審査委員に3人

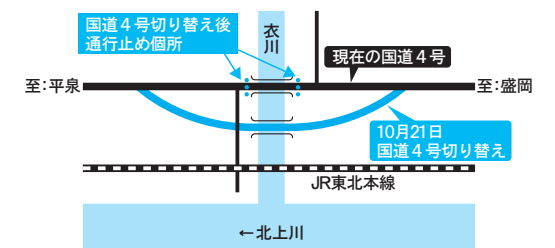
10月21日 国道4号が切り替わります！

一関遊水地事業による衣川橋の架け替えに伴い、10月21日(日)8:00に国道4号が切り替わります。

国道4号の切り替え後も、歩道などの工事は継続して行います。また切り替え後は、現在の国道4号は衣川橋付近で通行止めとなりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

国土交通省岩手河川国道事務所一関出張所 ☎23-2435



土地取引には 届け出が必要です

国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、土地の届け出制を定めています。一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、この法律に基づいて、県知事に届け出なければなりません。

■ 取引の形態

売買 交換 営業譲渡 譲渡担保 代物弁済
共有持ち分の譲渡 地上権・賃借権の設定・譲渡
予約完結権・買戻権などの譲渡 現物出資 など
これらの取引の予約である場合も含まれます。

■ 取引の規模(面積要件)

- ① 都市計画区域内..... 5,000㎡以上
- ② 都市計画区域外..... 10,000㎡以上

■ 一団の土地取引

個々の面積は小さくても、権利を取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には届け出が必要です。

■ 届け出の手続き

届け出者...土地の権利取得者(売買の場合は買主)
届け出期限...契約(予約を含む)締結日から2週間以内

届け出先...総務企画課

提出書類

- ① 届け出書
- ② 土地取引に係る契約書の写し、またはこれに代わるその他の書類
- ③ 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ④ 土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ⑤ 土地の形状を明らかにした図面
- ⑥ その他(必要に応じて委任状など)

■ 届け出をしないと...

土地取引に係る契約(予約を含む)をした日から2週間以内に届け出をなかったり、偽りの届け出をしたりすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

詳細については下記までお問い合わせください。

問い合わせ先...総務企画課 ☎46-5578